

平成 16 年 9 月 21 日

財務大臣 谷 垣 禎 一 殿

関税・外国為替等審議会会長

木 村 尚 三 郎

印

答 申 書

平成 15 年 5 月 13 日付財関第 478 号をもって諮問のあった関税率等の改正について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結に対応した関税率等の改正について、別紙のとおり行うことが適当である。

(別紙)

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(以下「協定」という。)を実施するため、以下のとおり関税関係法令の改正を行うこととする。

1 二国間セーフガード制度の導入

関税の撤廃・引下げによるメキシコ産品の輸入量の増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合に、メキシコ産品の関税率をMFN(最恵国)税率の範囲内で引き上げること等ができることとするため、既存の国内法制との整合性を図りつつ、協定の内容に沿って、二国間セーフガード制度について国内法令を整備する。

2 対メキシコ関税割当制度の導入等

(1) メキシコに対して一定の数量等を限度として関税の撤廃・引下げをする品目については、当該数量等の範囲内での輸入に限って、協定に基づく税率を適用することとするため、協定の内容に沿って、下記の各方式の対メキシコ関税割当制度について、国内法令を整備する。

① 事前割当方式

物資所管大臣が、輸入者の関税割当申請に対し、当該物品の使用の実績・見込み等を考慮して、協定上の約束数量の範囲内で事前に割当てを行い、関税割当証明書を発給する方式。

② 先着順割当方式

物資所管大臣が、輸入者の関税割当申請に対し、メキシコ政府が輸出ごとに発給する証明書に基づき、協定上の約束数量の範囲内で先着順に割当てを行い、関税割当証明書を発給する方式。

③ シーリング方式

各年度において、対象品目の輸入額を集計し、輸入額が協定上の約束金額を超えた場合に、その超えることとなった月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告等がされるものについて、協定に基づく税率を不適用とする方式。

④ 市場開拓方式

物資所管大臣が、輸入者の関税割当申請に対し、メキシコ政府が輸出ごとに発給する証明書(市場の開拓及び販売の促進を目的として発給)に基づき、当該物品の使用の実績・見込み等を考慮して、協定上の約束数量の範囲内で市場の開拓及び販売の促進を目的として割当てを行い、関税割当証明書を発給する方式。

(2) また、メキシコに対して特定の用途に供するものであることを要件として関税の撤廃をする品目について、協定に基づく税率を適用するために必要な手続等に係る規定を整備する。

- 3 原産地証明書の提出手続等に係る規定の整備**  
協定に基づく税率の適用に必要な原産地証明書の提出手続等に係る規定を整備する。
- 4 一般特惠との適用関係の調整**  
メキシコに対して関税の撤廃・引下げをする下記の一般特惠対象品目について、メキシコを原産地とするものを一般特惠の適用対象外とするための措置を講じる。
- (1) 農水産品のうち別表1に掲げる品目
  - (2) 鉱工業産品でシーリング方式対象品目に該当するもののうち、別表2に掲げる品目以外のもの
  - (3) 鉱工業産品で上記(2)以外の一般特惠対象品目のうち、別表3に掲げる品目以外のもの
- 5 牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置及び豚肉に係る特別緊急関税に係る規定の整備**  
牛肉・豚肉に係る対メキシコ関税割当の枠内輸入は、協定上、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置、生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る特別緊急関税の対象とはならないことから、当該措置が協定発効後において継続する場合に、当該措置の発動の基準となる数量を算出するための輸入数量及び当該措置の発動を判断するための輸入数量から、それぞれ対メキシコ関税割当の枠内輸入分を除外するための規定の整備を行うものとする。

(別表1) 農水産品のうち、メキシコを原産地とするものを一般特恵の適用対象外とする品目  
(143品目: 輸入統計品目ベース)

税番	主な品名
0206.49-2-(1)	豚の食用の臓器(肝臓以外のもの)(いのししのもの以外のもの)(冷凍したもの)
0207.24 0207.25 0207.26 0207.27-2	七面鳥の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの)(冷凍した肝臓以外のもの)
0209.00	家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したもの)
0301.10-2	観賞用の魚(こい及び金魚以外のもの)(生きているもの)
0305.20-4	にしん、さけ及びたら以外の魚の卵並びに魚の肝臓及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたもの)
0306.21-2 0306.22-2 0306.23-2 0306.29-2-(1)	いせえびその他のいせえび科のえび、ロブスター(ホマルス属のもの)、シュリンプ、プローン及びその他のえび(粉、ミール及びペレット(食用に適するもの)を含む。)(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたもの)
0307.51 0307.59-1	たこ(オクトプス属のもの)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの)
0307.99-2-(4)-Bex.	はまぐり(粉、ミール及びペレット(食用に適するもの)を含む。)(乾燥したもの)
0509.00ex.	動物性の海綿(課税価格が1kgにつき3,600円未満のもの)
0511.91-2	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第3類の動物で生きていないものうち食用に適さないもの(魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵以外のもの)
0604.10 0604.91 0604.99	植物の葉、枝その他の部分(花及び花芽のいずれも有しないもの)、草、こけ及び地衣(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するもの)
0706.90ex.	ごぼう(生鮮のもの及び冷蔵したもの)
0709.10	アーティチョーク(生鮮のもの及び冷蔵したもの)
0709.52 0709.59ex.	トリフ及びまつたけ(生鮮のもの及び冷蔵したもの)
0713.20-2 0713.40-2	乾燥したひよこ豆及びひら豆(薬品処理により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの)(さやを除いたもの)
0801.11 0801.19	ココヤシの実(生鮮のもの及び乾燥したもの)
0802.90-2	マカダミアナット(生鮮のもの及び乾燥したもの)
0803.00-1 0803.00-2	バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したもの)
0804.40 0804.50	アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のもの及び乾燥したもの)
0806.20	ぶどう(乾燥したもの)
0807.20	パパイヤ(生鮮のもの)
0810.20 0810.30 0810.40	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー並びにクランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実(生鮮のもの)
0810.90ex	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし(生鮮のもの)
0811.20-1 0811.20-2	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー(冷凍したもの)(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)

税番	主な品名
0811.90-1-(5)ex. 0811.90-2-(2)	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ(冷凍したもの)(調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)
0811.90-2-(3)ex.	ベリー(砂糖を加えてないもの)(冷凍のもの)(調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)
0812.90-4-(3)ex.	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ(一時的な保存に適する処理をしたもの)
0813.40-1	ベリー(乾燥したもの)
0813.40-2ex.	パパイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ(乾燥したもの)
0814.00	かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの)
0901.21 0901.22	コーヒー(いったもの)
0901.90-2	コーヒーを含有するコーヒー代用物
0910.99-1	その他の香辛料(小売用の容器入りにしたもの)(混合物以外のもの)
1208.90	採油用の種又は果実の粉及びミール(大豆又はマスタードのもの以外のもの)
1211.90-4ex.	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(生鮮のもの及び乾燥したもの)(その他のもの)
1212.99-4	主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(あんず、桃(ネクタリンを含む。))又はプラムの核及び仁、こんにやく芋並びにチコリーの根以外のもの)
1302.20	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩
1602.20-2ex.	調製した動物の肝臓(牛又は豚のもの以外のもの)(気密容器入りのもの)
1602.31-2-(2)	調製した七面鳥の肉、くず肉及び血(腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したもの)並びに牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの)
1603.00-2	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース
1604.11ex. 1604.12 1604.13 1604.14 1604.15 1604.16 1604.19	調製した魚(気密容器入りのさけのもの以外のもの)(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)
1604.20-1-(1)ex.	調製したにしん(ケルペア属のもの)の卵(気密容器入りのもの)
1604.20-2	調製した魚(卵以外のもの)(全形又は断片状のもの以外のもので、細かく切り刻んだものを含む。)
1604.30	キャビア及びその代用物
1605.10-2ex.	調製したかに(気密容器入りのもの以外のもので、米を含むもの以外のもの)

税番	主な品名
1605.20-1 1605.30-1 1605.40-1-(1)	シュリンプ、プローン、ロブスター及びその他のえび(くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの)
1605.40-2	調製したかに及びえび以外の甲殻類
1605.90-1ex.	軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(いか、帆立貝及び貝柱以外のもの、くん製したもの)
1605.90-2-(1)ex.	調製したくらげ(くん製したもの以外のもの) 調製したいか(気密容器入りのもの)(くん製したもの及び米を含むもの以外のもの)
1605.90-2-(2)	調製したなまこ及びうに(くん製したもの以外のもの)
1605.90-2-(3)	調製した軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(くん製したもの以外のもの、いか、くらげ、なまこ及びうに以外のもの)
1806.10-2	ココア粉(砂糖以外の甘味料を加えたもの)
2001.10-1 2001.10-2	きゅうり及びガーキン(食酢又は酢酸で調製したもの)
2001.90-1-(4)	その他の野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分(食酢又は酢酸で調製したもので、砂糖を加えたもの)
2001.90-2-(5)ex.	その他の野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分(食酢又は酢酸で調製したもので、砂糖を加えてないもの)(しょうが以外のもの)
2002.10	調製したトマト(全形のもの及び断片状のもの)(食酢又は酢酸で調製したもの以外のもの)
2002.90-2-(2)	調製したトマト(全形のもの、断片状のもの、トマトピューレー及びトマトペースト以外のもの)(砂糖を加えてないもの)
2003.20-1	調製したトリフ(気密容器入りのもので、容器とも1個の重量が10kg以下のもの)
2005.59-2-(1)	調製したささげ属又はいんげんまめ属の豆(気密容器入りのもので容器とも1個の重量が10kg以下のもの)(さや付きのもの)(砂糖を加えてないもの)(食酢又は酢酸により調製していないもので、冷凍してないもの)
2005.70-1 2005.70-2	調製したオリーブ(冷凍してないもので、食酢又は酢酸により調製していないもの)
2005.90-2-(2)ex.	調製したヤングコーンコブ(気密容器入りのもの)(砂糖を加えてないもの)(冷凍してないもので、食酢又は酢酸により調製していないもの)
2005.90-2-(4)	サワークラウト(砂糖を加えてないもの)(冷凍してないもの)
2005.90-(5)-A-(b)	調製したその他の野菜(気密容器入りのもので容器とも1個の重量が10kg以下のもの)(砂糖を加えてないもの)(冷凍してないもので、食酢又は酢酸により調製していないもの)
2005.90-(5)-B-(a)	調製したにんにくの粉(砂糖を加えてないもの)(その他のもの)(冷凍してないもので、食酢又は酢酸により調製していないもの)
2006.00-2ex.	その他の砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分(あんずのもの以外のもの)
2008.19-2-(2)-Aex. 2008.19-2-(2)-Bex.	調製したマカダミアナット(砂糖を加えてないもの)(パルプ状のもの以外のもの)
2008.40-2-(1)-B 2008.40-2-(2)-B	調製したなし(砂糖を加えてないもの)(気密容器入りのもの以外のもの)
2008.70-2-(1)-A 2008.70-2-(1)-B	調製した桃(ネクタリンを含む。)(砂糖を加えてないもの)(パルプ状のもの)
2008.92-1ex.	調製したミックスフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル(砂糖を加えてないもの)
2008.99-2-(1)-A-(a)	調製したバナナ及びアボカド(砂糖を加えたもの)(パルプ状のもの)
2008.99-2-(1)-B-(b)	調製したバナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(砂糖を加えたもの)(パルプ状のもの以外のもの)

税番	主な品名
2008.99-2-(1)-B-(c)ex.	調製したドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし(砂糖を加えたもの)(パルプ状のもの以外のもの)
2008.99-2-(2)-A-(a)ex. 2008.99-2-(2)-A-(b)ex.	調製したバナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(砂糖を加えてないもの)(パルプ状のもの)
2008.99-2-(2)-B-(b)	調製したバナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(砂糖を加えてないもの)(パルプ状のもの以外のもの)
2101.11-2-(2)	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物(砂糖を加えてないもの)(インスタントコーヒー以外のもの)
2101.12-1-(2)-B	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物をもとにした調製品(砂糖を加えてないもの)(インスタントコーヒー以外のもの)
2102.10 2102.20-1	酵母
2103.90-1-(3)	その他のソース(マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング以外のもの)
2103.90-2-(2)-A	グルタミン酸ソーダを主成分とする混合調味料
2106.90-2-(2)-D-(b)	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール分が0.5%を超えるもの)(果汁をもととしないもの)
2106.90-2-(2)-E-(b)-ハ-(口)- ( )ex.	ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)の調製食料品(ミルクの含有量が全重量の30%以下で、米、小麦又は大麦の何れの含有量も全重量の30%を超えないもの)(砂糖を加えてないもの)
2203.00	ビール
2204.10	スパークリングワイン
2204.29-2	スパークリングワイン以外のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの(150リットルを超える容器入りのもの)
2204.30-2	その他のぶどう搾汁(アルコール分が1%以上のもの)
2205.10	ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたもの)(2リットル以下の容器入りにしたもの)
2205.90-2	ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたもの)(2リットルを超える容器入りにしたもので、アルコール分が1%以上のもの)
2208.90-1-(2)-B-(b)ex.	テキーラ、メスカル及びソトール
2209.00	食酢及び酢酸から得た食酢代用物
2309.10-2-(2)-B-(b)	犬用又は猫用の飼料(小売用にしたもので、気密容器入りのもの以外のもの)(課税価格が1kgにつき70円以下で、粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状以外のもの)

- (注) 1. 品目数は平成16年4月1日時点の輸入統計品目ベース。  
2. 税番は平成16年4月1日現在のもの。  
3. 上記文言については、法技術的な観点から今後変更がありうる。

(別表2) 鉱工業製品でシーリング方式対象品目に該当するもののうち、メキシコを原産地とするものについて引き続き一般特惠の適用対象となる品目(98品目:輸入統計品目ベース)

税番	主な品名	
3301.25-1-(2)	ペパーミント油(メンタ・アルヴェンシスから採取したもの)(その他のもの)	
3505.10-1	エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	
3505.20	膠着剤(でん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととしたもの)	
4103.30-2	豚の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないもの)(なめし過程にないもの以外のもの)	
4106.31 4106.32-1 4106.32-2	豚のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないもの)	
4106.40-2-(1)-A	わに又はとかげのなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないもの)(植物性前なめしをしたもの以外のもの)(染着色したもの)	
4106.40-2-(1)-B	その他の爬虫類のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないもの)(植物性前なめしをしたもの以外のもの)(染着色したもの)	
4106.92-1	その他の動物のなめした皮(やぎ、豚、爬虫類のもの以外のもの)(乾燥状態(クラスト)のもの)(染着色したもの)	
4107.11-1 4107.12-1 4107.19-1	牛(水牛を含む。)又は馬類の全形の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、毛が付いていないもので第41.14項の革以外のもの)(パーチメント仕上げをしたもの)	
4107.91-1 4107.92-1 4107.99-1	牛(水牛を含む。)又は馬類の全形以外の革(サイドを含む)(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、毛が付いていないもので第41.14項の革以外のもの)(パーチメント仕上げをしたもの)	
4112.00-1	羊革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので毛が付いていないもので、第41.14項の革以外のもの)(パーチメント仕上げをしたもの)	
4113.10-1	やぎの革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので毛が付いていないもので、第41.14項の革以外のもの)(パーチメント仕上げをしたもの)	
4113.20-1 4113.20-2-(1) 4113.20-2-(2)	豚の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないもので、第41.14項の革以外のもの)	
4113.30-1	爬虫類の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、毛が付いていないもので、第41.14項の革以外のもの)(パーチメント仕上げをしたもの)	
4113.30-2-(1)-A	わに革及びとかげ革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、毛が付いていないもので、第41.14項の革以外のもの)(パーチメント仕上げをしたもの以外のもの)(染着色し又は模様付けしたもの)	



税番	主な品名	
4113.30-2-(1)-B	その他の爬虫類の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、毛が付いていないもので第41.14項の革以外のもの)(パーチメント仕上げをしたもの以外のもの)(染着色し又は模様付けしたもの)	
4113.90-1	その他の動物の革(やぎ、豚、爬虫類のもの以外のもの)(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、毛が付いていないもので第41.14項の革以外のもの)(パーチメント仕上げをしたもの)	
4113.90-2-(1)	その他の動物の革(やぎ、豚、爬虫類のもの以外のもの)(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、毛が付いていないもので第41.14項の革以外のもの)(パーチメント仕上げをしたもの以外のもの)(染着色し又は模様付けしたもの)	
4114.10 4114.20-1 4114.20-2	シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー	
4115.10 4115.20	コンポジションレザー(革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のもの)、革又はコンポジションレザーのくず(革製品の製造に適しないもの)及び革の粉	
4201.00	動物用装着具(引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含む。)	
4202.11-1 4202.11-2 4202.12-1 4202.12-2-(1) 4202.12-2-(2) 4202.19	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器	
4202.21-1-(1) 4202.21-1-(2) 4202.21-2-(1) 4202.21-2-(2) 4202.22-1 4202.22-2 4202.29	ハンドバッグ(取手が付いていないものを含む。)	
4202.31-1 4202.31-2 4202.32-1 4202.32-2 4202.39	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	
4202.91 4202.92 4202.99-1 4202.99-2 4202.99-3	その他の容器	
4204.00-1 4204.00-2	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品	
4205.00	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	
4206.10 4206.90	腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍の製品	
4302.11	ミンクの毛皮(全形のもの)(組み合わせてないもの)	
4302.19ex.	その他の毛皮(全形のもの)(組み合わせてないもの)(子羊、羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの)	

税番	主な品名	
4302.20ex.	なめし又は仕上げた毛皮(その他のもの)(頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの)(羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの)	
4302.30-1ex.	なめし又は仕上げた毛皮(全形のもの及び切片で組み合わせたもの)(ドロップスキン)(羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの)	
4302.30-2ex.	なめし又は仕上げた毛皮(全形のもの及び切片で組み合わせたもの)(ドロップスキン以外のもの)(羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの)	
4303.10ex. 4303.90ex.	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品(羊、やぎ又はうさぎの毛皮製のもの以外のもの)	
4407.25ex. 4407.26ex. 4407.29-1ex. 4407.99-1ex.	木材(ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、メランチバカウ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ及びイエローメランチ、アラン及びふたばがき科のもの)(かんながけし又はやすりがけしたもののもの)(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6mmを超えるもの)	
4412.22-1 4412.23-1 4412.29-1	集成材(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のもの)	
4412.92-1	集成材(すべての外面の単板が針葉樹のもので少なくとも一の単板が熱帯産木材のもの)	
4412.93 4412.99	ベニヤパネルその他これらに類する積層木材(合板(木材の単板のみからなるもので各単板の厚さが6mm以下のもの)以外のもの)すべての外面の単板が針葉樹のもの)(すべての単板が熱帯産木材のもの以外のもの)	
6405.10-3	その他の履物(甲が革製又はコンポジションレザー製のもの)(本底が革製、ゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製以外のもの)	
6405.20	その他の履物(甲が紡織用繊維製のもの)	
6405.90-2	その他の履物(甲が革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製以外のもの)(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製以外のもの)	
7018.10	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	
7018.90-1	ガラス製の細貨の製品(身辺用模造細貨類を除く。)、ガラス製の眼(人体用のものを除く。 )及びランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品(身辺用模造細貨類を除く。)(貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの)	
9113.90-2-(1)	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品(二種類以上の材料(組立て用のみに供する材料(例えば、ひも)を除く。 )から構成されるもの)	
9401.90-1	腰掛け(第94.02項のものを除く。 )の部分品(革製のもの)	
9605.00	トラベルセット(化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のもの)	

- (注) 1. 品目数は平成16年4月1日時点の輸入統計品目ベース。  
2. 税番は平成16年4月1日現在のもの。  
3. 上記文言については、法技術的な観点から今後変更がありうる。  
4. が付されたものについては、対メキシコ関税割当(シーリング方式)の枠外税率が一般特惠税率以下となったときに、メキシコを原産地とするものを一般特惠の適用対象外とするための措置を講じる。

(別表3) 鉱工業品でシーリング方式対象品目以外の一般特惠対象品目のうち、メキシコを原産地とするものについて引き続き一般特惠の適用対象となる品目(25品目: 輸入統計品目ベース)

税番	主な品名
2905.43	マンニトール
2905.45	グリセリン
3301.22	ジャスミン油
3301.23	ラベンダー油及びラバンジン油
3301.24	ペパーミント油(メンタ・ピペリタ)のもの
3301.25-2 3301.25-3	その他のミント(メンタ・アルヴェンシスから採取したペパーミント油を除く。)
3301.29-2	芳油
3501.90	カゼイナートその他のカゼイン誘導体及びカゼイングルー
3502.20 3502.90	アルブミン(2以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるもの)及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体(卵白以外のもの)
3503.00-1	写真用のゼラチン及びゼラチン誘導体
3503.00-2	魚膠及びアイシングラス
3504.00-2	その他のたんぱく質系物質及びその誘導体(他の項に該当するものを除く。)
3809.10	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品(繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のもので、その他の項に該当するものを除く。)(でん粉質の物質をもととしたもの)
3823.11 3823.12 3823.13 3823.19 3823.70	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール
3824.60	ソルビトール(第2905.44号のものを除く。)
4301.10 4301.90-1	ミンクの前毛皮(全形のもの及び頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの)

- (注) 1. 品目数は平成16年4月1日時点の輸入統計品目ベース。  
 2. 税番は平成16年4月1日現在のもの。  
 3. 上記文言については、法技術的な観点から今後変更がありうる。